

# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 31 回 2015 年 11 月

## 研究開発費の割増損金算入に関する新規定の公表

財政部、国家税務総局、科学技術部は共同で、李克強首相が 2015 年 10 月 21 日付けで公表した、研究開発費の割増損金算入に関する指導方針に基づいた「研究開発費の割増損金算入政策の完備に関する通知」(財税[2015]119 号文)を公布した。

### 財税[2015]第 119 号— 研究開発費の割増損金算入政策

財税[2015]119 号文は、この数年間で最も重要といえる研究開発費の割増損金算入に関する税規定である。2016 年 1 月 1 日より財税[2015]119 号文は、発効され、国税発[2008]116 号文及び財税[2013]70 号文は廃止となる。

#### キーポイント

- 過年度 3 年間に遡及して適用可能: 「研究開発費の割増損金算入条件を満たす企業は、2016 年 1 月 1 日以降、当該税收優遇を適時に享受しなかった場合、遡及して届出手続きを行うことが可能になる。遡及期間は 3 年間までとする。」現時点では、当該通知は遡及期間の税減免の実施実務を明確にしていない。
- 新政策は、企業の研究開発費の割増損金算入に適用する研究開発活動が「国家が重点的に支持するハイテク領域」及び「成長を優先にさせるハイテク産業化の重要領域に関するガイドライン」に該当することを求めない。つまり企業は新政策における研究開発活動の定義を満たす必要があるが、上述した 2 つの領域に明記された項目を厳密に照り合せて該当する必要はなくなったことを意味している。
- 新政策では、企業は研究開発プロジェクトに基づいて補助簿を備え付け、割増損金算入できる研究開発費の集計と算定を行うため、財務システムに準じた「専用帳簿」を独立して設置する必要がなくなる。同政策はさらに、企業が補助又は追加した勘定科目を利用して関連する研究開発費を計算することを許可している。当該規定は、会計処理の管理上の要求を簡素化し、グローバルな実務と同調させるものである。
- 割増損金算入規定に非適用と規定されている項目を除いては、すべての研究開発費が割増損金算入の対象となる。つまり、条件を満たす研究開発活動及び費用の支出対象は拡大された。なお、追加された「その他の関連費用」は、専門家へのコン

サルティング料、ハイテク研究開発に関する保険料、研究開発成果物の関連費用（検索、分析、評議、評価、検査に関する費用を含む）、知的財産権の関連費用（特許出願費、登録費、代理費を含む）、出張旅費、会議費などを含んでいる。その他の関連費用は、割増損金算入可能総額の10%を上回ることにはできない。ただし、当該10%の上限額の性質についてはまだ明らかではない。

- 新政策に基づき、革新的、創造的、かつ画期的な製品の開発のために行われる創造的な設計活動は、研究開発費の割増損金算入の適用を申請できる。当該規定は、既存の条件を満たす研究開発活動の拡大と見なされ、設計業の関連研究開発活動に対する政府のサポートを示すものである。同規定は下記の内容を含んでいる。
  - インダストリアルデザイン及びモデル設計
  - 建築の設計（三つ星のグリーン建築をスタンダードとする）
  - マルチメディア系ソフトウェア及びアニメゲームソフトウェアの開発、デジタルアニメゲームの設計・制作
  - ランドスケープデザイン
- 新政策では、研究開発活動の定義に「システムのな」活動という要求が加わり、従来の政策で研究開発活動の成果物が現地の関連業界の技術、製造に貢献しなければならないとする段落を削除した。研究開発活動の新たな定義は「企業が、科学及び技術の新しい知識の獲得、科学技術の新知識を創造的に運用、または技術、製品（サービス）、工程を実質的に改善するために、持続的に行い、かつ明確な目標を持つシステムのな活動をいう。」である。
- 新政策は、研究開発費の割増損金算入の申請手続きを簡素化し、かつ、一部の特定の条件を緩和させるものであるが、簡素化したプロセス申請の細部及び簡素化の程度はまだ明確にされていない。しかし、今後、研究開発費の割増損金算入を申請する企業のうち、およそ20%の企業は現地の税務機関から年度審査を受けることになる。したがって、税務機関による研究開発活動及び費用への審査に備えるため、関連文書及び事後届出の書類の保管が税務コンプライアンスマネジメントに対して益々重要性を増した。
- 新政策では、従来の政策で下記の3種類の費用について、研究開発活動に「専用」されるという要求を削除した。
  - 中間テスト及び製品の試作に必要な金型、工程設備の開発及び製造に係る費用、固定資産を構成しないサンプル、プロトタイプ及び一般的なテストの購入費用、試作品の検査費
  - 研究開発活動に使用される計器、設備の稼働、メンテナンス、調整、テスト、保全などの費用、オペレーティングリースで借入れた研究開発活動に用いられる計器、設備のレンタル料金
  - 研究開発活動に使用されるソフトウェア、特許権、非特許技術（許可証、技術ノウハウ、設計及び計算方法等）の償却費用。これは、一定の比率に基づいて配賦される研究開発費に対して研究開発費の割増損金算入条件を満たす可能性を示唆している。例えば、資産がある年度において、50%は研究開発活動に使用された場合、当該年度の償却費用の50%を研究開発費に計上できる。
- 新政策では、外部から招聘した研究開発者の労務費は人件費として、研究開発費の割増損金算入の対象に組み入れられると規定している。

## 影響及び分析

**財税[2015]第119号**の公布に伴い、大多数の企業はメリットを享受できると見込まれる。企業の研究開発活動及び関連費用は、企業の所属業界又は手掛けた研究開発活動が「ネガティブリスト」（後述をご参照）に明記した内容に該当する場合を除き、割増損金算入の税収優遇を享受できる。また、「3年の遡及期間」は、企業が当該政策に基づき、より多くの税収優遇を享受する重要なチャンスとなる。

割増損金算入条件を満たす研究開発活動は、インダストリアルデザイン及びその他の創造的な設計活動までカバーすると考えられる。財税[2015]第 119 号のもう一つの重要な改定は、企業が個々の研究開発プロジェクトにかかる費用を集計・計算する補助簿を設置することを求めている点である。当該費用は、研究開発に関するその他のバックアップ部門(生産部門など)で生じた研究開発費を含む可能性もある。

政府関係機関が申請企業の 20%に対して年度審査を実施するため、企業は、研究開発プロジェクトの識別及び研究開発費の集計システムを整備できるかどうかが必要になっている。企業は、プロジェクトの識別及び費用集計システム完備することにより、割増損金算入という税収優遇を最大限に活用し、政府機関からの疑義に対して十分な根拠を明示することができることになる。

また、従来通り、企業の重要課題は割増損金算入条件を満たす研究開発プロジェクトを特定することである。企業は毎年、自社の研究開発プロジェクトを見直す必要がある。

### 主要な制限政策

- 「ネガティブリスト」は「業界」ごとに不適用対象を分類し、下記の業界に対して研究開発費の割増損金算入政策の適用不可と規定している。
  1. タバコ製造業
  2. 宿泊業・飲食サービス業
  3. 卸売業・小売業
  4. 不動産業界
  5. リース及びビジネスサービス業
  6. 娯楽業
  7. 財政部及び国家税務総局が規定したその他の業界
- 「ネガティブリスト」では、割増損金算入の優遇政策を享受できない研究開発活動を次のように列挙している。研究開発活動と直接に関係し、当該ネガティブリストに含まれない活動は、研究開発費の割増損金算入が適用できる可能性が高い。
  - 企業の製品(サービス)の一般的なアップデート
  - 公表されている研究開発成果の利用(例えば公開された新たな工程、材料、装置、製品、サービス、知識等の直接採用)
  - 製品の商品化後、企業が顧客のために提供する技術サポート
  - 既存の製品、サービス、技術、材料、工程プロセスに対する重複的又は簡易な変更
  - マーケットリサーチ、効率リサーチまたはマネージメント研究
  - 工業(サービス)プロセス又は一般的な品質管理、テスト・分析、修理・メンテナンス
  - 社会科学、芸術、人文学分野の研究

### 影響及び分析

上述の「ネガティブリスト」の内容は、従来の政策と実質的な相違はなく、企業に対する影響は大きくはない。当該「ネガティブリスト」は、国際的な研究開発費に関する優遇税制の基準とほぼ一致するものである。

率直に言えば、ネガティブリストで列挙されている業界の企業は、研究開発費の割増損金算入の適用が極めて困難となる。したがって、該当する業界の企業は、革新的な研究開発活動を行ったとしても、当該企業及びその研究開発活動が、研究開発費の割増損金算入の適用条件に合致しない可能性がある。下記の業界を例として説明する。

- 飲食業：健康維持及びダイエットに有益な機能食品の調合法は、割増損金算入の申告条件を満たさなくなることを意味するか？革新的な製造技術、包装、密閉及び

充填をもって製品の賞味期限の安定性を向上させるための技術は、割増損金算入の申告条件を満たさなくなるということか？

- 小売業：(1)大手小売業者は、サプライチェーンを効果的に管理するため、販売代理及び物流に関するソフトウェアとシステムを新規開発する可能性がある。(2)「国民経済業界分類及びコード」に基づき、インターネットなどの方法による販売活動は、小売業に属するため、これらの活動は割増損金算入の申告条件を満たさなくなるか？
- 不動産業：不動産デベロッパーは、革新的な建築施工管理技術及びそれに関する設計に参加する可能性があるが、その場合でも不動産デベロッパーは研究開発費の割増損金算入を申告できないことを意味するか？

従来の政策から考えれば、このように研究開発活動が規定された「領域」に属さなければならないことを定めた「ネガティブリスト」の定義は合理できであるとも考えられる。しかし、中国及び世界の経済が「サービス消費型」の経済成長を促進する傾向にあることを考えると、当局はネガティブリストの範囲の縮小を検討するのが賢明である。つまりサービス業界では、知識を基礎とした資本のイノベーションが重要であり、上述のとおりソフトウェア及び技術などの無形資産に対する投資を増加することにより、財務健全性を高め、マーケットにおける競争優位的地位を維持しているからである。

### その他の事項

- 当該公告からは「無形資産の償却期間は10年を下回ってはならない」との規定は削除されている。言い換えると、税務機関は、研究開発によって形成される無形資産の償却期間に対する具体的な税務処理方法については、まだ明らかにしていない。
- **財税[2015]第119号**は、外部機関に委託する研究開発プロジェクトに対し、割増損金算入の比率を、当該プロジェクトの総費用の80%以内に限定している。現在の割増損金算入の適用申請にはこのような比率の上限はない。新政策では、委託者(支払者)は研究開発契約に基づいて発生した費用を研究開発費として損金算入することができる。ただし、当該公告は、関連する知的財産権を、委託者(支払者)が所有するのか、又は委託先が所有するのか、或いは双方で共有されるのか、明確になっていないことから、この問題は次回のお知らせ、若しくは実務ガイドラインで明確にされなければならない。
- 国外の研究開発機関に委託したことで発生した、また支払った研究開発費については、割増損金算入の対象にはならない。
- グループ内で研究開発に従事する企業は、特に、関連する移転価格税制に注意しなければならない。**財税[2015]第119号**は、グループ内の研究開発費の集計に基づく割増損金算入の適用に関する書類の条件を緩和した。新政策は、グループ内の各企業の共同研究活動で締結した書面による協議、又は契約書の提出を求めているが、税務機関は、実務上、当該書類の提出を要求する可能性もある。一方、従前の政策では、関連企業が「協議又は契約書を提出できない場合、研究開発費の割増損金算入は適用不可」であった。
- 企業の外部機関への研究開発委託により発生した割増損金算入の適用条件に合致する研究開発費については、委託者(支払者)及び委託先との間で関連者の関係が存在しない場合、委託者(支払者)は、受託先より提供される、または発行される研究開発費の明細書を税務機関に提出することは不要となった。また、当該双方が関連者の関係にある場合、委託者(支払者)は、税務機関に上述の研究開発の明細書を提出しなければならない。

### KPMGの所見

国家のイノベーション能力の向上には、イノベーションを確実に実行することが極めて重要である。政府関係機関が、企業に対し、研究開発への投資額の増額を奨励した場合、この「イノベーション能力」は、ますます向上するであろう。このことは国内外の企業の中国事業の立ち上げと開拓に追い風となるものである。さらには、これらの政策は、研究開発の優遇税制と有効に組合せることにより、強力かつ持続可能な包括的な経済の成長を促進することを可能とする。

## R&D 税務問合せ先

### 中国



**Alan Garcia**  
R & D 税務 Centre of  
Excellence 主管パートナー  
+86 21 2212 3509



**楊彬**  
中国 R & D 税務 パートナー  
+86 20 3813 8605

### 華中区



**張日文**  
税務パートナー  
+86 21 2212 3415



**鄭達隆**  
税務ディレクター  
+86 21 2212 3080

### 華北区



**蔣俊**  
税務パートナー  
+86 10 8508 7511

### 香港



**楊嘉燕**  
税務パートナー  
+852 2143 8753

総じて、**財税[2015]第 119 号**により現行の研究開発に関する優遇政策が改定されたことは中国経済の成長目標達成を後押しするものとなるだろう。ただし、今後、研究開発費の割増損金算入の税收政策を改善するキープポイントは、政府による上述のネガティブリストに対する調整である。

企業の対応策： 今期も期末が迫っており、2015 年度の研究開発費の割増損金算入の申告がまもなく締切となる。そのため、企業は遅滞なく、如何に研究開発活動に関わる優遇税制を活かし、かつ、企業のイノベーションを促進し、さらに、経営の改善ならびに節約した税金を充当して、企業の成長に運用すべきかを検討すべきであろう。

KPMG は、税務機関と持続的かつ緊密なコミュニケーションを維持しながら、政策の不明確な箇所を明らかにし、研究開発の税收実務及び税務コンプライアンスについて見解と提案を提供する。

研究開発費の割増損金算入及びその他中国科学技術に関わる優遇税制について情報が必要な場合は、KPMG のタックス・アドバイザー・チームにお気軽にご連絡ください。また、下記のリンクへアクセスし、KPMG の関係刊行物をご参照ください。

1. [アジア太平洋地域における研究開発に関するガイドライン-研究開発の優遇税制に関する概要](#)
2. [知的財産権\(IP\)管理:ハイテク企業/移転価格に関する刊行物](#)
3. [中国への展望-2014 年研究開発政策に関する刊行物](#)

**Khoonming Ho**

Partner in Charge, Tax  
China and Hong Kong SAR  
Tel. +86 (10) 8508 7082  
khoonming.ho@kpmg.com

**Beijing/Shenyang**

**David Ling**  
Tel. +86 (10) 8508 7083  
david.ling@kpmg.com

**Tianjin**

**Eric Zhou**  
Tel. +86 (10) 8508 7610  
ec.zhou@kpmg.com

**Qingdao**

**Vincent Pang**  
Tel. +86 (532) 8907 1728  
vincent.pang@kpmg.com

**Shanghai/Nanjing**

**Lewis Lu**  
Tel. +86 (21) 2212 3421  
lewis.lu@kpmg.com

**Chengdu**

**Anthony Chau**  
Tel. +86 (28) 8673 3916  
anthony.chau@kpmg.com

**Hangzhou**

**John Wang**  
Tel. +86 (571) 2803 8088  
john.wang@kpmg.com

**Guangzhou**

**Lilly Li**  
Tel. +86 (20) 3813 8999  
lilly.li@kpmg.com

**Fuzhou/Xiamen**

**Maria Mei**  
Tel. +86 (592) 2150 807  
maria.mei@kpmg.com

**Shenzhen**

**Eileen Sun**  
Tel. +86 (755) 2547 1188  
eileen.gh.sun@kpmg.com

**Hong Kong**

**Karmen Yeung**  
Tel. +852 2143 8753  
karmen.yeung@kpmg.com

**Northern China**

**David Ling**

Partner in Charge, Tax  
Northern China  
Tel. +86 (10) 8508 7083  
david.ling@kpmg.com

**Vaughn Barber**

Tel. +86 (10) 8508 7071  
vaughn.barber@kpmg.com

**Yali Chen**

Tel. +86 (10) 8508 7571  
yali.chen@kpmg.com

**Milano Fang**

Tel. +86 (532) 8907 1724  
milano.fang@kpmg.com

**Tony Feng**

Tel. +86 (10) 8508 7531  
tony.feng@kpmg.com

**John Gu**

Tel. +86 (10) 8508 7095  
john.gu@kpmg.com

**Helen Han**

Tel. +86 (10) 8508 7627  
h.han@kpmg.com

**Naoko Hirasawa**

Tel. +86 (10) 8508 7054  
naoko.hirasawa@kpmg.com

**Josephine Jiang**

Tel. +86 (10) 8508 7511  
josephine.jiang@kpmg.com

**Henry Kim**

Tel. +86 (10) 8508 5000  
henry.kim@kpmg.com

**Li Li**

Tel. +86 (10) 8508 7537  
li.li@kpmg.com

**Lisa Li**

Tel. +86 (10) 8508 7638  
lisa.h.li@kpmg.com

**Thomas Li**

Tel. +86 (10) 8508 7574  
thomas.li@kpmg.com

**Simon Liu**

Tel. +86 (10) 8508 7565  
simon.liu@kpmg.com

**Paul Ma**

Tel. +86 (10) 8508 7076  
paul.ma@kpmg.com

**Alan O'Connor**

Tel. +86 (10) 8508 7521  
alan.oconnor@kpmg.com

**Vincent Pang**

Tel. +86 (10) 8508 7516  
+86 (532) 8907 1728  
vincent.pang@kpmg.com

**Shirley Shen**

Tel. +86 (10) 8508 7586  
yinghua.shen@kpmg.com

**State Shi**

Tel. +86 (10) 8508 7090  
state.shi@kpmg.com

**Joseph Tam**

Tel. +86 (10) 8508 7605  
laiyi.tam@kpmg.com

**Michael Wong**

Tel. +86 (10) 8508 7085  
michael.wong@kpmg.com

**Jessica Xie**

Tel. +86 (10) 8508 7540  
jessica.xie@kpmg.com

**Irene Yan**

Tel. +86 (10) 8508 7508  
irene.yan@kpmg.com

**Jessie Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7625  
jessie.j.zhang@kpmg.com

**Sheila Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7507  
sheila.zhang@kpmg.com

**Tiansheng Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7526  
tiansheng.zhang@kpmg.com

**Tracy Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7509  
tracy.h.zhang@kpmg.com

**Eric Zhou**

Tel. +86 (10) 8508 7610  
ec.zhou@kpmg.com

**Central China**

**Lewis Lu**

Partner in Charge, Tax  
Central China  
Tel. +86 (21) 2212 3421  
lewis.lu@kpmg.com

**Anthony Chau**

Tel. +86 (21) 2212 3206  
anthony.chau@kpmg.com

**Cheng Chi**

Tel. +86 (21) 2212 3433  
cheng.chi@kpmg.com

**Cheng Dong**

Tel. +86 (21) 2212 3410  
cheng.dong@kpmg.com

**Marianne Dong**

Tel. +86 (21) 2212 3436  
marianne.dong@kpmg.com

**Alan Garcia**

Tel. +86 (21) 2212 3509  
alan.garcia@kpmg.com

**Chris Ge**

Tel. +86 (21) 2212 3083  
chris.ge@kpmg.com

**Chris Ho**

Tel. +86 (21) 2212 3406  
chris.ho@kpmg.com

**Dylan Jeng**

Tel. +86 (21) 2212 3080  
dylan.jeng@kpmg.com

**Jason Jiang**

Tel. +86 (21) 2212 3527  
jason.jt.jiang@kpmg.com

**Flame Jin**

Tel. +86 (21) 2212 3420  
flame.jin@kpmg.com

**Sunny Leung**

Tel. +86 (21) 2212 3488  
sunny.leung@kpmg.com

**Michael Li**

Tel. +86 (21) 2212 3463  
michael.y.li@kpmg.com

**Christopher Mak**

Tel. +86 (21) 2212 3409  
christopher.mak@kpmg.com

**Henry Ngai**

Tel. +86 (21) 2212 3411  
henry.ngai@kpmg.com

**Yasuhiko Otani**

Tel. +86 (21) 2212 3360  
yasuhiko.otani@kpmg.com

**Ruqiang Pan**

Tel. +86 (21) 2212 3118  
ruqiang.pan@kpmg.com

**Amy Rao**

Tel. +86 (21) 2212 3208  
amy.rao@kpmg.com

**Wayne Tan**

Tel. +86 (28) 8673 3915  
wayne.tan@kpmg.com

**Rachel Tao**

Tel. +86 (21) 2212 3473  
rachel.tao@kpmg.com

**Janet Wang**

Tel. +86 (21) 2212 3302  
janet.z.wang@kpmg.com

**John Wang**

Tel. +86 (21) 2212 3438  
john.wang@kpmg.com

**Mimi Wang**

Tel. +86 (21) 2212 3250  
mimi.wang@kpmg.com

**Jennifer Weng**

Tel. +86 (21) 2212 3431  
jennifer.weng@kpmg.com

**Henry Wong**

Tel. +86 (21) 2212 3380  
henry.wong@kpmg.com

**Grace Xie**

Tel. +86 (21) 2212 3422  
grace.xie@kpmg.com

**Bruce Xu**

Tel. +86 (21) 2212 3396  
bruce.xu@kpmg.com

**Jie Xu**

Tel. +86 (21) 2212 3678  
jie.xu@kpmg.com

**Robert Xu**

Tel. +86 (21) 2212 3124  
robert.xu@kpmg.com

**William Zhang**

Tel. +86 (21) 2212 3415  
william.zhang@kpmg.com

**Hanson Zhou**

Tel. +86 (21) 2212 3318  
hanson.zhou@kpmg.com

**Michelle Zhou**

Tel. +86 (21) 2212 3458  
michelle.b.zhou@kpmg.com

**Southern China**

**Lilly Li**

Partner in Charge, Tax  
Southern China  
Tel. +86 (20) 3813 8999  
lilly.li@kpmg.com

**Penny Chen**

Tel. +1 (408) 367 6086  
penny.chen@kpmg.com

**Vivian Chen**

Tel. +86 (755) 2547 1198  
vivian.w.chen@kpmg.com

**Sam Fan**

Tel. +86 (755) 2547 1071  
sam.kh.fan@kpmg.com

**Joe Fu**

Tel. +86 (755) 2547 1138  
joe.fu@kpmg.com

**Ricky Gu**

Tel. +86 (20) 3813 8620  
ricky.gu@kpmg.com

**Fiona He**

Tel. +86 (20) 3813 8623  
fiona.he@kpmg.com

**Angie Ho**

Tel. +86 (755) 2547 1276  
angie.ho@kpmg.com

**Ryan Huang**

Tel. +86 (20) 3813 8621  
ryan.huang@kpmg.com

**Jean Jin Li**

Tel. +86 (755) 2547 1128  
jean.j.li@kpmg.com

**Kelly Liao**

Tel. +86 (20) 3813 8668  
kelly.liao@kpmg.com

**Donald Lin**

Tel. +86 (20) 3813 8680  
donald.lin@kpmg.com

**Grace Luo**

Tel. +86 (20) 3813 8609  
grace.luo@kpmg.com

**Maria Mei**

Tel. +86 (592) 2150 807  
maria.mei@kpmg.com

**Eileen Sun**

Tel. +86 (755) 2547 1188  
eileen.gh.sun@kpmg.com

**Michelle Sun**

Tel. +86 (20) 3813 8615  
michelle.sun@kpmg.com

**Bin Yang**

Tel. +86 (20) 3813 8605  
bin.yang@kpmg.com

**Lixin Zeng**

Tel. +86 (20) 3813 8812  
lixin.zeng@kpmg.com

**Hong Kong**

**Ayesha M. Lau**

Partner in Charge, Tax  
Hong Kong SAR  
Tel. +852 2826 7165  
ayasha.lau@kpmg.com

**Chris Abbiss**

Tel. +852 2826 7226  
chris.abbiss@kpmg.com

**Darren Bowdern**

Tel. +852 2826 7166  
darren.bowdern@kpmg.com

**Yvette Chan**

Tel. +852 2847 5108  
yvette.chan@kpmg.com

**Lu Chen**

Tel. +852 2143 8777  
lu.l.chen@kpmg.com

**Rebecca Chin**

Tel. +852 2978 8987  
rebecca.chin@kpmg.com

**Matthew Fenwick**

Tel. +852 2143 8761  
matthew.fenwick@kpmg.com

**Barbara Forrest**

Tel. +852 2978 8941  
barbara.forrest@kpmg.com

**Sandy Fung**

Tel. +852 2143 8821  
sandy.fung@kpmg.com

**Stanley Ho**

Tel. +852 2826 7296  
stanley.ho@kpmg.com

**Daniel Hui**

Tel. +852 2685 7815  
daniel.hui@kpmg.com

**Charles Kinsley**

Tel. +852 2826 8070  
charles.kinsley@kpmg.com

**John Kondos**

Tel. +852 2685 7457  
john.kondos@kpmg.com

**Kate Lai**

Tel. +852 2978 8942  
kate.lai@kpmg.com

**Jocelyn Lam**

Tel. +852 2685 7605  
jocelyn.lam@kpmg.com

**Alice Leung**

Tel. +852 2143 8711  
alice.leung@kpmg.com

**Steve Man**

Tel. +852 2978 8976  
steve.man@kpmg.com

**Ivor Morris**

Tel. +852 284